

後期高齢者医療制度のお知らせ

—75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方—

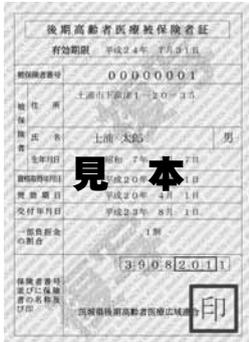
☎ 保険証などについて…国保年金課医療福祉係(☎826-1111 内線2316、2406)
 保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合(☎029-309-1211)

保険証について

8月1日からの新しい保険証は、7月中旬に被保険者個人に郵送します。保険証が届きましたら、記載内容に間違いや変更がないかを確認してください。

自己負担割合について

保険証に記載されている自己負担割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。



※今年はえんじ色です。

保険料について

後期高齢者医療保険料は、年金から差引き(特別徴収)、または市から送付される納付書(普通徴収)により個人ごとに納めていただきます。

平成24年度の保険料は、次のとおり変更となりました。

均等割額	+	所得割額
3万9500円(県内均一)		(総所得割額-33万円) ×8.0%(県内均一)

※1年間の保険料の上限額は55万円です。

保険料の納期と納付方法

納税通知書、税額決定通知書は、7月中旬に発送します。

特別徴収

仮徴収	4月	平成24年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の1年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	平成23年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収

納期	納期限	納期	納期限
第1期	平成24年7月31日	第5期	平成24年11月30日
第2期	平成24年8月31日	第6期	平成24年12月25日
第3期	平成24年10月1日	第7期	平成25年1月31日
第4期	平成24年10月31日	第8期	平成25年2月28日

※年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方などが普通徴収となります。



限度額適用・標準負担額減額認定について

住民税非課税世帯(同一世帯の全員が住民税非課税)の被保険者は、高額療養費の自己負担限度額(月額)や、入院時の食事代が減額になりますので、認定証を医療機関などの窓口で提示してください。

新たに住民税非課税世帯になった方(市から申請書を送付します)は、事前に国保年金課窓口で申請し、認定証の交付を受けてください。

また、過去1年間で90日以上入院をした方は、入院時の食事代がさらに減額される場合がありますので、お問い合わせください。

現在、認定証の交付を受けている方で、8月以降も引き続き該当となる場合は、原則として、保険証と一緒に郵送します。

◎限度額認定証の取扱いについて

4月から、入院、外来とも高額な診療を受けたと

きに、1か月の医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額を超える場合は、限度額認定証や被保険者証を提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなりました。

保険料や医療費の一部負担金の減免について

東日本大震災などの災害により被害を受けた方は、保険料や医療費の一部負担金の減免などが受けられる場合がありますので、ご相談ください。

外国人の方へ To foreign residents

平成24年7月9日から住民票が作成される75歳以上の外国人の方には、後期高齢者の保険証を交付します。

From July 9, 2012, all persons aged 75 or over listed on the Basic Resident Registration will receive Last-Stage Elderly Medical Care Insurance Card by postal mail.